		(No.	_)			
	雨水貯留施設等設置補助金交付申請書						
		年	月	日			
(宛先) 小牧市	長						
	申請者 住所						
	氏名						
	電話						
雨水貯留施設•	雨水浸透施設を設置したいので、小牧市雨水貯留施設等設置	置補助金	交付要	綱第			
5条の規定により	、下記のとおり補助金の交付を申請します。						
	たり、補助金交付決定の審査のため、市税の納付状況につい	ハて、月	、牧市長	が公			
簿で確認すること			DV11.20				
	□ 自宅に同じ						
工事場所	□ (小牧市)				
	□ - (グイX川	生业マ	<u>/</u> ·定面積				
		果 / 1	化則惧	2			
設置する雨水	□ 貯留槽(貯留容量) 『ズ(地上型・地下型)	#: 1. =	十かいたマ	m²			
貯留施設等	□ 浸透桝 基(コンクリート製・合成樹脂製)	集水寸	定縦樋	→ ~			
	□ 浸透トレンチ m			ケ所			
	□ 透水性舗装 m² (歩道系・駐車場)						
交付申請額	金)			
土地所有者	住所電話						
(署 名)	氏名						
工事期間	補助金交付決定日から 年 月 日まで						
施工業者	事業者名 担当者名						
ル 土 来 有	所在地 電話						
施工業者所見							
(安全性等)							
	(1)工事の案内図						
	(2) 工事図面						
	、	ミンプ・	電源の伝	7置及			
	び管の径・延長等を明記したもの。また、浸透桝、浸透	•					
			-				
	装の位置及び面積、桝の大きさ・種類・管の径・延長、路盤厚などを明記したまの						
泛 	たもの)						
添付書類	②断面図(浄化槽本体に補強等が必要な場合及び、雨水浸透施設)						
	③構造図等 ④排水計画図(雨水浸透施設)						
	(3) 工事見積書の写し			,			
	(4) 雨水貯留施設及び雨水浸透施設設置前の現場写真(状況が	把握で	きるもの))			
	(5)誓約書(様式第 2)						
	(6)市長が必要と認める書類(使用ポンプ、雨水貯留槽等の説	的则、	雨水浸透	透施設			
	の製品カタログ等)						

※ 注意 1 □のところは、該当するものにレ印を記入してください。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

扔	<.p>	
<u> </u>	数 71	丰
言	ホリ	

年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者	住所
	氏名
	(署名)

私は、小牧市雨水貯留施設等設置補助金の交付申請をするに当たり、設置する貯留槽には、現在異常がないことを確認するとともに、工事完了後は、雨水 貯留施設及び雨水浸透施設を適正に維持管理し、効用発揮に務めるとともに、 事故防止、安全対策に努めます。

なお、工事完了後、雨水貯留施設及び雨水浸透施設自体の変形、破損、浮き上がり、目づまり等が生じた場合並びに雨水貯留施設及び雨水浸透施設の異常から第三者に事故、問題等が生じた場合において、その責任は全て私が負うものであり、小牧市にその損害賠償を請求いたしません。

雨水貯留施設等設置補助金交付決定通知書

様

小牧市長

印

交付決定額 金

Щ

ただし、 年 月 日付け申請のあった雨水貯留施設等の設置に対し、次の条件を付して補助金を交付する。

〈交付条件等〉

1 補助事業者(補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。)は、 年 月 日 までに補助事業を完了しなければならない。

補助事業者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届けて、その承認を得なければならない。

- 2 承認事項等
- (1)補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

- (2)補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、直ちに報告しなければならない。

4 完了報告

補助事業者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、完了報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定

市長は、4の規定により提出された完了報告書の内容の審査、現地調査などを行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定する。

6 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額を確定後、速やかにその全額を交付する。

7 雨水貯留施設等の維持管理

補助事業者は、雨水貯留施設等を適正に維持管理するよう務めなければならない。

		.1.)=†	hh-	
		小 河 年	第 月	号 日
			71	Н
雨水貯留	習施設等設置補助金不交付決定通知書			
	様			
	小牧市長		印	
	情のあった雨水貯留施設等の設置につい 小牧市雨水貯留施設等設置補助金交付!			
	□ 市税が完納されていないため。			
	□ 国、他の地方公共団体及び地方則法(昭和30年法律第195号)第 する公団等が設置するため。			•
交付しないこととした理由	□ 既に補助金を受けたことがある雨変えようとするため。	雨水貯留施 認	と等を作	: ŋ
(該当理由はレ印を記入したもの)	□ 移転補償等機能回復により設置 め。	されたもの	である	た
	□ 売買等を目的とした土地又は建築	受物に設置す	るため。)
	□ 上記に掲げるもののほか、その他を不適当と認めたため。	也市長が補助	か金の交	付
			<u></u>	

様式第5(第	57条関係)	
	(No. —)	
	雨水貯留施設等設置変更承認申請書	
	年 月	日
(宛先)小牧市	i長	
	申請者 住所 氏名 電話	· -
年 留施設等設置		
工事場所		
工事費総額	(変更前) (変更後) 円	円
貯留容量		
補助金額		
工事完了日	年 月 日まで 年 月 日まで	
変更内容		
変更理由		
交付決定日 及び番号	年月日付け第号	
添付書類	(1)工事図面(変更前、変更後) (2)工事見積書の写し(変更前、変更後) (3)その他、必要に応じて変更内容を説明できる書類 (使用ポンプ、雨水貯留層の種別、機種等の説明図及び浸透桝、透水	大性

舗装、浸透トレンチの構造変更の説明図等)

	(No	o. –)
	雨水貯留施設等設置工事完了報告書	
		年 月 [
		,
(宛先) 小牧市县	₹ -	
	報告者 住所	
	氏名	
	電話	
年	月日付け第号で補助金交付決場	ヹを受けた雨水 貝
留施設等設置工事	事が完了したので報告します。	
	□ 浄化槽転用貯留槽 人槽(単独・合併処理)	生业五律
	□ 浄化槽転用貯留槽 人槽(単独・合併処理) □ 貯留槽(貯留容量)	集水面積 m²
雨水貯留施設等	□ 対留僧(対留谷里) - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	集水縦樋
的小别田旭以守	□ 浸透トレンチ m	乗水帳週 ケ所
	□	7 /21
	m³	
工 事 精 算 額	金	
	□ 自宅に同じ	
工事場所	□ (小牧市)
工事完了日	年 月 日	
	(1)工事完了後の配置平面図	
	(2)工事写真 ①使用ポンプ、雨水貯留槽 ②水栓	③集水縦樋
	(着工から完了) ④浄化槽隔離板穴あけ作業 ⑤撤去し	した物品
	⑥雨水桝設置、配管及び接続状況	
添付書類	⑥雨水桝設置、配管及び接続状況 ⑦浸透桝、浸透トレンチ設置状況	
添付書類	⑦浸透桝、浸透トレンチ設置状況	生舗装の路盤厚
添付書類	⑦浸透桝、浸透トレンチ設置状況	生舗装の路盤厚
添付書類	⑦浸透桝、浸透トレンチ設置状況 ⑧砕石の厚み及び投入状況 ⑨透水性	生舗装の路盤厚

雨水貯留施設等設置補助金交付請求書

					年	月	ļ
(宛先)月	牧市:	長					
			-1. [N			
			請求者	住所			
				氏名			
	市雨力	、 貯留施設等	. , ,	で付要綱に基づき、	•		·
	市雨力	、 貯留施設等	設置補助金額	で付要綱に基づき、 った雨水貯留施設等	年		
けけ第	市雨力	、 貯留施設等	設置補助金額		年		·
けけ第	市雨力	、 貯留施設等	設置補助金額	った雨水貯留施設等	年	を上記	·
けけの第3り請求する。	市雨力	、 貯留施設等	設置補助金2 央定通知のあ	った雨水貯留施設等	年	を上記 里 者	「 の
けけの第3り請求する。	市雨力	ド貯留施設等 号で交付? 行	設置補助金2 央定通知のあ	った雨水貯留施設等 (宛先) 会 座 口座番号	年	を上記 里 者	·

小 河 第 号年 月 日

雨水貯留施設等設置補助金交付変更決定通知書

様

小牧市長

(印)

変更決定額 金

円

年 月 日 付け 第 号で通知した雨水貯留施設等の設置に対する 補助金を上記のとおり変更する。

〈交付条件等〉

- 1 補助事業者は、 年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。 補助事業者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に 届けて、その承認を得なければならない。
- 2 承認事項等
- (1)補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (2)補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、直ちに報告しなければならない。

4 完了報告

補助事業者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、完了報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定

市長は、4の規定により提出された完了報告書の内容の審査、現地調査などを行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定する。

6 補助金の交付等

補助金は、5の規定による補助金の額を確定後、速やかにその全額を交付する。

7 雨水貯留施設等の維持管理

補助決定者は、雨水貯留施設等を適正に維持管理するよう務めなければならない。

(表)

	雨水貯留施設等影	设置補助事業工事見積書			
			年	月	日
見積合計額(消費税含む)		<u>円</u>			
		(事業所所在地)			
		<u>(事業所名</u>)			

2)ブロワー配管撤去 3)接触材等一部撤去	廃材処分共 廃材処分共 廃材処分共 廃材処分共 × 100 mm 75 mm	m3 m3 箇所 式 式 式		円 円 一 一 円	円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	
2)清掃費	廃材処分共 廃材処分共 廃材処分共 × 100 mm 75 mm	m3 箇所 一式 一式		円 円 一 一	円 円 円 円 円	
小 計 (2)浄化槽内部改造工事費 1)仕切り板下部穴明け 2)ブロワー配管撤去 3)接触材等一部撤去 4)雨水流入管穴明け 小 計 (3)雨水集水配管工事費 1)泥溜め用桝 2)塩化ビニル管(VU) 3)塩化ビニル管(VU)	廃材処分共 廃材処分共 廃材処分共 × 100 mm 75 mm	箇所一式一式		円 一 一 一	円 円 円 円	
(2)浄化槽内部改造工事費 1)仕切り板下部穴明け 2)ブロワー配管撤去 3)接触材等一部撤去 4)雨水流入管穴明け 小 計 (3)雨水集水配管工事費 1)泥溜め用桝 2)塩化ビニル管(VU) 3)塩化ビニル管(VU)	廃材処分共 廃材処分共 廃材処分共 × 100 mm 75 mm	一式 一式 一式 ケ		_ _ _	円 円 円 円	
1)仕切り板下部穴明け 2)ブロワー配管撤去 3)接触材等一部撤去 4)雨水流入管穴明け 小 計 (3)雨水集水配管工事費 1)泥溜め用桝 2)塩化ビニル管(VU) 3)塩化ビニル管(VU)	廃材処分共 廃材処分共 廃材処分共 × 100 mm 75 mm	一式 一式 一式 ケ	_ _ _	_ _ _	円 円 円	
2)ブロワー配管撤去 3)接触材等一部撤去 4)雨水流入管穴明け 小 計 (3)雨水集水配管工事費 1)泥溜め用桝 2)塩化ビニル管(VU) 3)塩化ビニル管(VU)	廃材処分共 廃材処分共 廃材処分共 × 100 mm 75 mm	一式 一式 一式 ケ	_ _ _	_ _ _	円 円 円	
3)接触材等一部撤去 4)雨水流入管穴明け 小 計 (3)雨水集水配管工事費 1)泥溜め用桝 2)塩化ビニル管(VU) 3)塩化ビニル管(VU)	廃材処分共 廃材処分共 × 100 mm 75 mm	一式 一式 ケ	_ _ _	— — — —	円 円 円	
4)雨水流入管穴明け 小 計 (3)雨水集水配管工事費 1)泥溜め用桝 2)塩化ビニル管(VU) 3)塩化ビニル管(VU)	廃材処分共 × 100 mm 75 mm	一式ケ	_	— — —	円 円	
小 計 (3)雨水集水配管工事費 1)泥溜め用桝 2)塩化ビニル管(VU) 3)塩化ビニル管(VU)	× 100 mm 75 mm	ケ	_	— 円	円	
(3)雨水集水配管工事費 1)泥溜め用桝 2)塩化ビニル管(VU) 3)塩化ビニル管(VU)	100 mm 75 mm	•		円		
1)泥溜め用桝 2)塩化ビニル管(VU) 3)塩化ビニル管(VU)	100 mm 75 mm	•		円	Ш	
2)塩化ビニル管(VU) 3)塩化ビニル管(VU)	100 mm 75 mm	•		円	Ш	
3)塩化ビニル管(VU)	75 mm	mm	1		1.1	
			1	円	円	
4)塩化ビニル管(VU)		mm		円	円	
	50 mm	mm		円	円	
5)継手及び関連材料等		mm		円	円	
6)土工		一式	_	_	円	
7)初期雨水分離·分留器等	名称等	m		円	円	
小計					円	
(4)雨水貯留槽の新設						
1)貯留槽本体	名称等	台		円	円	
2)取付け工事費	基礎工事共	一式	_	_	円	
小 計						
(5)ポンプ設置等						
1)ポンプ本体	型式	台		円	円	
2)据付費及び調整費		一式	_	_	円	
小 計					円	
(6)貯留水利用給水管工事費等						
1)水栓(埋込型·水栓柱)	取付け共	ケ		円	円	
2)塩化ビニル管(VP)	40 mm	mm		円	円	
3)塩化ビニル管(VP)	30 mm	mm		円	円	
4)塩化ビニル管(VP)	25 mm	mm		円	円	
5)塩化ビニル管(VP)	20 mm	mm		円	円	

の版化ビニル管(VIP)							
8)十上 小 円 円 円 小 小 日 円 円 (7) 花気 エ チャーシン トゥック 円 円 円 円 り形水 エ ンナントラック 円 円 円 円 30 保護管(理数) VE管 m 円 円 円 50 足線 工 字 小 計 円 円 円 9 放 大 ビ フレー 木 対処工事 一式 ー ー 円 円 9 放 大 性 野皮 び間 運 科等 一式 ー ー 円 円 9 対 大 上 気 付 り 上 工 (網市) 上 展 で 大 上 か か か け ー 円	6)塩化ビニル管(VP)	13 mm	mm		円	円	
小 計 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	7)継手及び関連材料等		一式		_	円	
(7) 定気 T 事 字 1) 防水コンセント 2) 防水スイッテ 3) 残滅管(開設)	8)土工		m	_	円	円	
1)防水コンセント ク	小計					円	
2)防水スイッチ 3)保養管(環決) CD管 m 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	(7)電気工事費						
3条護管(環設) CD管 m 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	1)防水コンセント		ケ		円	円	
4)保護管(常出)	2)防水スイッチ		ケ		円	円	
S)配線工事	3)保護管(埋設)	CD管	m		円	円	
小 計 円 円 円 円 円 円 円 円 円	4)保護管(露出)	VE管	m		円	円	
(8)オーバーフロー水対処工事 一式	5)配線工事		m		円	円	
1)配管変更工事費	小 計					円	
2)維手及び関連材料等 一式 一 円 (9)透水性舗装工事 1)土工(規削・埋戻・残土処分) ㎡ 円 円 (2)フィルター砂層(t= cm) ㎡ 円 円 円 (3)路盤工 (t= cm) ㎡ 円 円 円 (4)透水性舗装工(t= cm) ㎡ 円 円 円 円 (10)浸透桝 十工(銀削・埋戻・残土処分) 一式 一 円	(8)オーバーフロー水対処工事						
小 計 (9)透水性舗装工事 1)土工(細削・埋戻・残土処分) 2)フィルター砂層(t= cm)	1)配管変更工事費		一式	_	_	円	
(9)透水性舗装工事 1)土工(掘削・埋戻・残土処分) 2)フィルター砂層(t = cm)	2)継手及び関連材料等		一式	_	_	円	
1)土工(細削・埋戻・残土処分) ㎡ 円 2)フィルター砂層(t=cm) ㎡ 円 3)路盤工 (t=cm) ㎡ 円 4)透水性舗装工(t=cm) ㎡ 円 小 計 円 (10)浸透桝 一式 一 1)土工(細削・埋戻・残土処分) 一式 一 2)敷砂工 ㎡ 円 3)充填碎石工(透水シート含) 4)浸透桝本体 円 円 5)据付等工事費 (×) 基 円 6)雨水排水管接続工 房材処分共 一式 一 円 7)既設構造物撤去 原材処分共 一式 一 円 (か 所 円 円 3)充填砕石工(透水シート含) (か 所 円 円 4)有孔管 (か 所 円 円 6)雨水排水管接続工 方所 円 円 円 7)既設構造物散去 廃材処分共 一式 一 円 (か 計 円 円 (か 計 円 円 (か 所 円 円 (か 円 円 円 (か 円 円 円 (か 円 円 円	小 計					円	
2)フィルター砂層(t= cm)	(9)透水性舗装工事						
3)路盤工 (t = cm)	1)土工(掘削·埋戻·残土処分)		m²		円	円	
4)透水性舗装工(t = cm)	2)フィルター砂層(t= cm)		m²		円	円	
小 計	3)路盤工 (t= cm)		m²		円	円	
(10)浸透桝 1)土工(観削・埋戻・残土処分) 一式	4)透水性舗装工(t= cm)		m²		円	円	
1)土工(掘削・埋戻・残土処分) 2)敷砂工 3)充填碎石工(透水シート含) 4)浸透桝本体 (×) 基	小計				円	円	
2)敷砂工	(10)浸透桝						
3)充填砕石工(透水シート含)	1)土工(掘削·埋戻·残土処分)		一式	_	_	円	
4)浸透桝本体 (×) 基	2)敷砂工		m^3		円	円	
5)据付等工事費 一式 一 円 6)雨水排水管接続工 ヶ所 一 円 7)既設構造物撤去 廃材処分共 一式 一 円 小 計 一式 一 一 円 (1)浸透トレンチ 1)土工(掘削・埋戻・残土処分) 一式 一 円 円 2)敷砂工 ㎡ 円 円 円 3)充填砕石工(透水シート含) ㎡ 円 円 円 4)有孔管 (ф) m 円 円 5)据付等工事費 一式 一 一 円 円 6)雨水排水管接続工 ケ所 円 円 円 7)既設構造物撤去 廃材処分共 一式 一 円 円 (12)工事費((1)~(11)) 円 円 円 円 (13)消費税((12)×10/100) 小数点以下切り捨て 円 (15)見積合計 円	3)充填砕石工(透水シート含)		m³		円	円	
(1)) 高か排水管接続工	4)浸透桝本体	(×)	基		円	円	
7)既設構造物撤去 廃材処分共 一式 一 円 ハ 計 (11)浸透トレンチ 1)土工(掘削・埋戻・残土処分) 一式 ー 円 円 円 円 の	5)据付等工事費		一式		_	円	
小 計 (11)浸透トレンチ 1)土工(掘削・埋戻・残土処分)	6)雨水排水管接続工		ヶ所	_	_	円	
(11)浸透トレンチ 1)土工(掘削・埋戻・残土処分) 一式 ー ー 円 2)敷砂工 ㎡ 円 円 3)充填砕石工(透水シート含) ㎡ 円 円 4)有孔管 (φ) m 円 円 5)据付等工事費 一式 ー 一 円 円 6)雨水排水管接続工 ケ所 円 円 7)既設構造物撤去 廃材処分共 ー式 ー 円 円 円 (12)工事費((1)~(11)) 円 円 (15)見積合計 円 (13)消費税((12)×10/100) 小数点以下切り捨て 円 (15)見積合計 円	7)既設構造物撤去	廃材処分共	一式	_	_	円	
1) 土工(掘削・埋戻・残土処分) 2) 敷砂工 3) 充填砕石工(透水シート含) 4) 有孔管 (φ) m 円 円 5)据付等工事費 (¬ 一 一 円 6)雨水排水管接続工 7)既設構造物撤去	小計						
2)敷砂工	(11)浸透トレンチ						
3)充填砕石工(透水シート含)	1)土工(掘削·埋戻·残土処分)		一式	_	_	円	
4)有孔管 (φ) m 円 円 5)据付等工事費 一式 - 円 円 円 6)雨水排水管接続工 ケ所 円 円 円 7)既設構造物撤去 廃材処分共 一式 ー 円 円 円 (12)工事費((1)~(11)) 円 円 円 (13)消費税((12)×10/100) 小数点以下切り捨て 円 (15)見積合計 円	2)敷砂工		m³		円	円	
5)据付等工事費 一式 一	3)充填砕石工(透水シート含)		m³		円	円	
6)雨水排水管接続工 ヶ所 円 7)既設構造物撤去 廃材処分共 一式 一 円 小 計 一 円 円 (12)工事費((1)~(11)) 円 円 円 (13)消費税((12)×10/100) 小数点以下切り捨て 円 (15)見積合計 円	4)有孔管	(φ)	m		円	円	
7)既設構造物撤去 廃材処分共 一式 一 円 円 小 計 (12)工事費((1)~(11)) 円 (13)消費税((12)×10/100) 小数点以下切り捨て 円 (15)見積合計 円	5)据付等工事費		一式	_	_	円	
小 計 - (12)工事費((1)~(11)) 円 (13)消費税((12)×10/100) 小数点以下切り捨て 円 (15)見積合計 円	6)雨水排水管接続工		ケ所			円	
(12)工事費((1)~(11)) 円 (13)消費税((12)×10/100) 小数点以下切り捨て 円 (15)見積合計 円	7)既設構造物撤去	廃材処分共	一式	_	円	円	
(13)消費税((12)×10/100) 小数点以下切り捨て 円 (15)見積合計 円	小計						
	(12)工事費((1)~(11))					円	
					円	(15)見積合計	円